

入札心得

(マツタケ山賃貸借一般競争入札)

(趣旨)

1. 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に定める賃貸借契約書、この入札心得及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。

(入札の資格及び方法)

2. 入札に参加出来る者は、入札日において年齢が20歳以上である佐久穂町民とし、1戸1名とする。また、参加者及び構成員が入札日において町税及びその他公共料金等が滞納となっていない方及び成年被後見人でない方とする。なお、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 町が林業経営のための調査及び施業する場合の入山は妨げない。
- (2) 緊急時に関係者以外の者が町の許可を得た場合には入山は妨げない。
- (3) 猟期(町有害鳥獣捕獲従事者)における狩猟者の入山は妨げない。
- (4) 年度毎の入山は、契約金額を全額納入後に入山できるものとする。
- (5) 枯損木等による松くい虫被害対策に関し、町による伐倒くん蒸処理等、またこれに関する調査等による入山は妨げない。
- (6) 契約した土地へ入山する場合は、町が発行した身分証明証を携帯することとする。契約者以外の者が入山する場合は、契約者の身分証明書を携帯するものとする。

- 2 入札参加者は、別に定める入札書に氏名及びマツタケ山番号を記入・押印し、これを入札会の席において提出しなければならない。
- 3 契約の期間は、令和8年8月1日から令和10年3月31日までとする。
- 4 入札書に記載する金額は、1年間分の消費税額を抜いた金額を記載すること。
- 5 入札会には参加者本人が出席するものとする。ただし、都合によって出席できない場合は代理人を出席させることができる。
- 6 入札参加者が代理人によって入札させるときは、入札執行前に委任状を町長に提出して確認を受けなければならない。
- 7 入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。
- 9 郵便入札の場合は、1人1山のみとし複数の場合は無効とする。また、封筒表面に「マツタケ山入札書・佐久穂〇号山」と明記し、入札書が開札時間までに到着しないときは、当該入札はなかったものとする。

(入札の取りやめ等)

3. 入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により、入札が公正に執行することができないと認められるときは、町長は当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

4. 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札書
 - (2) 同一人が入札した1山2通以上の入札書
 - (3) 入札参加者が協定（談合）して入札した入札書
 - (4) 金額を訂正した入札書（金額に訂正印を押した入札書も同様）
 - (5) 記名、押印のない入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
（開札）
5. 開札は、入札場所において入札終了後直ちに入札参加者立合いにより行うものとする。
（落札者の決定）
6. 入札を行った者のうち、予定価格の制限以上で最高の入札価格をもって落札者とする。ただし、契約締結出来るのは1人1山とする。（共同買付の場合は、入札および契約は代表者が行い構成員名簿を入札前に提出すること。）
- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。（郵便入札者で同額者があった場合は、町職員が代理人としてくじを引く。）
（再度入札）
7. 開札をした場合において、各人の入札書のうち予定価格に達する価格の入札がないときは、再度の入札を1回のみ行うこととする。入札をしても落札できないときは、最終回の最高入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。随意契約回数は2回までとする。
（契約金額）
8. 契約金額は、落札額を2倍にした額に消費税相当額を加算した金額とする。
（契約の締結）
9. 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。
2 契約に要する経費は、買受人の負担とする。
（契約金の納入）
10. 落札者は契約金額の50%を契約日までに納入し、残りの50%を翌年の指定日までに町長の指定する方法で納入しなければならない。
（契約の無効）
11. 落札者が契約日までに代金を納入出来なかった場合は、契約を無効とする。その場合、2番札の者と同金額で随意契約をするものとする。また、その者が辞退した場合は、次の者として扱う。
（マツタケの生産者及び販売される方）
12. 平成27年11月20日付原子力災害対策本部長内閣総理大臣から毎年出荷前検査、定期検査、確認検査及び出荷台帳の整備等を行う事で、出荷制限解除となる。
（その他）
13. 入札中に私語、暴言等の妨害行為を行った場合は、退場していただきます。